

1 強制失踪条約

- 強制失踪条約は、国家権力による身体の自由の剥奪や秘密裏の拘禁等（強制失踪）の犯罪化及び処罰を確保するための法的枠組みを定めるため、2010年12月に発効。
- 日本は、拉致問題を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきことを国際社会として確認し、国際的な関心を高めることが重要であるとの認識の下、2007年2月に本条約に署名、2009年7月に批准。（ただし、北朝鮮は本条約を未締結）
- 日本は、本条約の非締約国に対し、本条約締結の促進に向けた働きかけを積極的に実施。

2 強制失踪条約対日審査

- 強制失踪条約の締約国は、国連に対し同条約の履行状況を定期的に報告する義務を有する。
- 強制失踪委員会は、締約国から提出された報告を審査し、被審査国に対する勧告を含む総括所見を採択・公表。総括所見に法的拘束力はないが、適切に対処する必要あり。
- 11月5日及び6日、第1回となる対日審査が行われ、強制失踪防止のための立法措置、外国人の退去強制、犯罪人引渡し、慰安婦問題等が取り上げられた。

3 強制失踪委員会による総括所見

- 11月19日、対日審査を踏まえた総括所見が公表された。

総括所見のポイント

- 肯定的に評価された項目

「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（ICCローマ規程）の締結、強制失踪条約第32条の国家通報制度の受入、「人身取引対策行動計画2014」の採択、児童買春・児童ポルノ禁止法改正法の採択（2014年）等

- 主要懸念事項・勧告

個人通報制度の受入、強制失踪防止のための立法措置（強制失踪の自律犯罪化）、強制失踪事案における裁判所管轄権の保障、慰安婦問題（参考1）等 ※我が方の説明の多くはほとんど考慮されず。拉致問題に言及なし。

総括所見公表後、直ちに、特に慰安婦問題等に関する言及は日本政府の説明内容をほとんど踏まえておらず、根本的な誤解と偏見に基づく一方的な内容であり、極めて遺憾である旨、岡庭在ジュネーブ代表部大使から国連人権高等弁務官事務所に対して厳重に抗議した。

参考1 総括所見における慰安婦問題に関する言及

強制失踪委員会（2018年11月）

主な見解

- 強制失踪の被害に遭った可能性がある慰安婦の人数に関する統計情報の欠如、これら事案の実行犯の調査、訴追及び有罪判決がないことを憂慮。
- これらの女性から産まれた児童の奪取に関する報告及びこうした事案の日本政府による調査拒否を懸念。
- 慰安婦問題に関する事実や資料が隠匿され又は公開されていないとの報告を懸念。
- 被害者への十分な補償の欠如を懸念。
- この問題が「最終的かつ不可逆的に解決」されたとする日本政府の立場は遺憾。このような立場により、不処罰がいつまでも続き、被害者が真実を知り、正義、補償及び繰り返されないことの保証を得る権利が否定されている。

勧告

- 強制失踪犯罪の継続性を想起し、政府に以下を勧告する。
 - 調査を行い真実と補償への権利を保証するため、強制失踪の被害に遭った可能性がある慰安婦の人数に関する正確な統計を作成すること
 - 事案発生時から経過した時間にかかわらず、正式な申立てがなされていないとしても、産まれた児童の奪取を含む、強制失踪の被害に遭った可能性がある慰安婦についての全ての事案が、徹底的、公平かつ遅滞なく調査されることを確保すること
 - 実行犯が訴追され、有罪と認められればその行為の重大性にしたがって処罰することを確保すること
 - 不当な奪取、強制失踪、出自改変の被害者であった可能性がある慰安婦から産まれた児童の搜索及び特定を行い、彼らが本来の家族に戻る必要な措置をとること
 - 事実や資料に関するあらゆる情報の開示を確保すること
 - 全ての被害者が適切な補償を受け取ること
 - 真実への権利を保証すること

位置づけ

次回政府報告（2024年11月期限）での情報提供

参考2 審査における委員の発言に対する日本政府の説明・反論

- 強制失踪条約は、本条約が発効した2010年以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、日本政府としては、慰安婦問題を同条約の実施状況に係る政府報告審査において取り上げることは適切ではないと考えている。
- 慰安婦問題を含め、現在までに、本条約第12条に基づく「申立て」が日本政府に対してなされたことはない。
- 慰安婦問題について本委員会でも多くの質問がなされたことに驚き、困惑している。

(強制連行、関連資料の隠蔽)

- 1990年代初頭に日本政府が行った、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や韓国の市民団体である挺対協の証言集の分析等、一連の調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。
- こうした調査の結果は全て公表されており、例えばアジア女性基金のホームページ等を通じて誰でも閲覧可能である。我が国が慰安婦に関連する情報を隠蔽しているとの指摘は当たらない。
- これらの調査結果の公表は、日本政府としては全力を挙げて誠実に調査した結果をとりまとめたものであり、一つの区切りをなすものと考えている。

(日本政府の取組)

- そもそも日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で法的に解決済みであるが、その上で、人道的観点から、1995年には官民が協力して「アジア女性基金」を設立し、韓国を含むアジア各国等の被害女性の方々に、国民からの「償い金」と当時の総理が自署したおわびの手紙をお渡しし、医療福祉支援事業を実施した。
- アジア女性基金は、元慰安婦の現実的な救済のため、政府拠出金(約48億円)及び国民募金(約6億円)を原資として償い事業を行い、最終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名)の元慰安婦が受け取った。
- 政府が元慰安婦の特定が困難である等としているインドネシアにおいては、高齢者用の福祉施設を整備するために財政支援を実施。オランダにおいては、アジア女性基金の開始当時、元慰安婦の認定が行われていないことを踏まえ、慰安婦問題に関し、先の大戦中心身にわたり癒やし難い傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するために財政支援を実施。
- このように、アジア女性基金は、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業(総額約11億2,200万円)や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して献身的な努力を行ってきた。
- アジア女性基金は2007年に解散したが、今後ともアジア女性基金の事業に表れた日本国民及び政府の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう引き続き努力するとともに、慰安婦問題に関する日本の考え方や取組に対し、国際社会から客観的な事実関係に基づく正当な評価を得られるよう引き続き努力していく。

参考2 審査における委員の発言に対する日本政府の説明・反論(続き)

(日韓合意)

- 2015年12月には、日韓両政府は、多大な外交努力の末に合意に至り、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した。この日韓合意を受け、韓国政府は元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、日本政府は既に同財団に対し10億円の支出を行った。
- 日韓合意に基づき設立した「和解・癒やし財団」は、我が国が支出した10億円を基に、元慰安婦の方々のご名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を実施してきた。合意の時点で生存していた元慰安婦47名のうち、36名が事業に賛成し、既に34名が医療や介護といった支援を受けている。
- 上記事業を含め、日韓両国で約束し、国際社会も評価している日韓合意が引き続き着実に実施されることが重要。

(「性奴隷」)

- 慰安婦を「性奴隷」と称することは事実に反するので不適切である。
- この点は日韓合意の際に韓国側とも確認しており、日韓合意においても「性奴隷」という用語は一切使われていない。

(吉田証言,朝日新聞)

- 慰安婦問題について一部不正確な理解が広まっているが、このような見方が広く流布された原因は、1983年、故人になった吉田清治氏が、「私の戦争犯罪」という本の中で、吉田清治氏自らが、「日本軍の命令で、韓国の済州島において、大勢の女性狩りをした」という虚偽の事実を捏造して発表したためである。この虚偽の本の内容は、日本、韓国の世論のみならず、国際社会にも、大きな影響を与えた。しかし、当該書物の内容は、後に、複数の研究者により、完全に想像の産物であったことが既に証明されている。その証拠に、これを報じた大手新聞自身も、事実関係の誤りを認め、正式にこの点につき読者に謝罪している。これらの経緯は十分に知られていないが、慰安婦問題は、客観的な事実関係に基づき議論・評価がなされるべき。

(東ティモール出身の元「慰安婦」)

- 一部のNGOレポートに記載があった東ティモールにおける元「慰安婦」については、日本政府は慰安婦問題に関して、過去2度にわたり調査結果を発表し、資料を公表してきた。その調査結果の中で、旧日本軍の支配下にあった「チモール」において、「慰安業」関係者の存在を示す文書があったことは承知するが、一方で同「慰安業」関係者が東ティモール出身の慰安婦を使役していた等の記述は見当たらず、その存在は確認されなかったと承知。